

静岡県がん対策推進条例をここに公布する。

平成26年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第93号

静岡県がん対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 がん対策に関する基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進（第10条—第14条）

第2節 質の高いがん医療の提供（第15条—第22条）

第3節 がん患者及びその家族に対する支援（第23条・第24条）

第3章 着実ながん対策の推進（第25条—第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

静岡県では、がん対策を重要課題と位置付け、静岡県がん対策推進計画を策定し、がんの医療体制の整備や富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトによるがん患者及びその家族の視点に立った医薬品、医療機器の研究開発や先進的な医療の導入に向けた研究の推進など、がん対策に取り組んできました。

しかしながら、がんは依然として、県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康に対する大きな脅威となっています。また、がん患者の就労や医療費の増加など社会的な課題も生じています。

このため、誰もが適切ながん医療を受けられる医療体制の整備、がん検診の受診率の向上、生活習慣の改善、がん患者及びその家族のニーズに対応した在宅医療や緩和ケアの充実、社会復帰に向けた支援など、がん対策をより一層推進していくことが求められています。

これらを推進していくためには、がん患者及びその家族の視点を重視しながら、社会の様々な資源の活用を図り、がんの克服と生活の質の向上を目指す「がんの社会学」の視点から、行政、保健医療関係者、関係団体等の連携を進めていく必要があります。

また、県民自らも、がんに関する正しい知識を身に付け、予防に努めるとともに、定期的ながん検診を受診するなど、がんに対する意識を向上させることが大切です。

このような考え方に立って、行政や保健医療関係者だけでなく、がん患者及びその家族を含めた全ての県民が参加する温かみのあるがん対策を推進することにより、県民が生涯にわたって健やかに安心して暮らせる「ふじのくに」づくりを目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、がん

対策に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、法第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画（以下「静岡県がん対策推進計画」という。）の実効性を確保しつつ、総合的ながん対策を県民とともに推進し、もって県民が生涯にわたって健やかに安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、国、市町、保健医療関係者（がんの予防、がんの早期発見又はがん医療に携わる者をいう。以下同じ。）、がん経験者（がん患者及びがんが治癒した者をいう。以下同じ。）及びその家族等により構成される民間団体等と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（議会の役割）

第3条 議会は、議会活動を通して、静岡県がん対策推進計画が適切に実施され、がん経験者をはじめとする県民の声が施策に適切に反映されるよう、知事その他の執行機関の事務について評価及び政策提言を行うものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の習得、がんの予防及び定期的ながん検診の受診に努めるとともに、健康状態に異常を感じた場合には、早期に医師の診断を受けるよう努めるものとする。

（医療保険者の役割）

第5条 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）は、がんの予防及び早期発見を推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療関係者の役割）

第6条 保健医療関係者は、がんの予防及び早期発見を推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 医療従事者は、がん患者の状況に応じた質の高いがん医療を行うよう努めるものとする。

3 がん医療に携わる者は、がん患者及びその家族に対し、がんの病態、診断及び治療並びにがん患者の療養生活を支える制度に関する情報その他の多くの情報の中から、がん患者及びその家族にとって必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（教育関係者の役割）

第7条 教育関係者（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は高等専門学校において、児童又は生徒の教育に携わる者をいう。以下同じ。）は、保健医療関係者、がん経験者及びその家族等により構成される民間団体等と連携し、児童又は生徒が、がんに関する正しい知識を習得できるよう努めるものとする。

2 教育関係者は、児童又は生徒が、がんの治療を受ける場合にあってはその治療に要する期間中、がんの療養を行う場合にあってはその療養に要する期間中、その状況に応じて、教育の機会を十分に確保できるよう努めるものとする。

3 教育関係者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、医療保険者と連携して、従業員及びその家族ががんを早期に発見することができるよう、がん検診の受診の奨励を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員又はその家族ががん患者となった場合においては、当該従業員が安心して働きながら、又は離職せずに治療を受け、療養し、看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、その管理する施設において、従業員及び利用者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）の防止に努めるものとする。

4 事業者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第9条 県は、市町ががんの早期発見の推進その他のがん対策に関する施策を実施するときには、市町と連携するよう努めるものとする。

第2章 がん対策に関する基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。
- (2) がんの予防に携わる者の資質の向上を図るための研修の機会を確保すること。
- (3) 市町及び事業者に対し、がんの予防に関する専門的な助言をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防を推進するために必要な施策

(未成年者の喫煙防止)

第11条 県は、未成年者の喫煙を防止するため、学校、保護者及び保健医療関係者との連携の強化その他の必要な施策を実施するものとする。

(禁煙の支援)

第12条 県は、禁煙に取り組もうとする者を支援するため、禁煙に関する情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(受動喫煙防止の推進)

第13条 県は、受動喫煙の防止に関する普及啓発を行うとともに、県が管理する多数の者が利用する施設について、禁煙又は分煙に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町及び事業者が行う受動喫煙を防止するために必要な対策を支援するものとする。

(がんの早期発見の推進)

第14条 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) がん検診の受診率の向上を図ること。
- (2) がん検診の内容及び体制の充実を図ること。

- (3) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修の機会を確保すること。
- (4) 市町に対し、がん検診の事業評価についての技術的な助言をすること。
- (5) がん検診により精密検査が必要とされた場合の受診に関する啓発を行うこと。
- (6) がん検診に係る精密検査の内容及び体制の充実を図ること。
- (7) 医療機関への早期受診に関する啓発を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見を推進するために必要な施策

第2節 質の高いがん医療の提供

(がん医療の充実)

第15条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるようにするとともに、がん患者の社会復帰に向けた質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院及びこれに準ずる病院を整備すること。
- (2) 前号に規定する病院における高度で先進的ながん医療を確保すること。
- (3) 第1号に規定する病院と他の医療機関等との役割を明確化し、及び連携を強化すること。
- (4) 手術、放射線療法、薬物療法、支持療法（がんの治療に伴う副作用、合併症、後遺症その他の有害事象への対応をいう。以下同じ。）、緩和ケア（がん患者の身体症状の緩和並びにがん患者及びその家族の心理的、社会的、又は精神的な問題を解決するための支援をいう。以下同じ。）、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者を育成し、及び確保すること。
- (5) 口腔ケア（医師と歯科医師との連携によりがんの治療に伴う口腔合併症を予防し、軽減するための処置をいう。）その他の支持療法の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるようにするとともに、がん患者の社会復帰に向けた質の高いがん医療を提供するために必要な施策

(女性に特有のがん対策の推進)

第16条 県は、女性に特有のがん対策を推進するため、女性に特有のがんに罹患しやすい年齢を考慮した、がんの予防に関する正しい知識の普及啓発、がん検診の受診率の向上を図る取組、社会復帰に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(小児がん対策の推進)

第17条 県は、小児がん対策を推進するため、小児がんの診療に関わる医療機関相互の連携の促進、小児がん患者が成人となった後も継続的にがん医療を提供する体制の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

(肝炎肝がん対策の推進)

第18条 県は、肝炎肝がん対策を推進するため、肝炎ウイルス検診の受診率の向上を図る取組、肝炎ウイルス陽性者に対する相談支援体制及び診療体制の充実を図る取組その他の必要な施策を実施するものとする。

(骨髄移植等の促進)

第19条 県は、白血病その他の血液のがんに対して有効な治療法である骨髄移植、末梢^{しやう}血幹細胞移植及び臍帯血移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業等の普及啓発^{きぱい}その他の必要な施策を実施するものとする。

(在宅医療等の推進)

第20条 県は、がん患者の意向により、住み慣れた家庭及び地域で安心してがん医療を受けることができるよう、在宅医療及び在宅介護の提供体制の整備並びに居宅等での医療機関と介護事業者との連携協力体制の整備を支援するものとする。

(緩和ケアの充実)

第21条 県は、がんの診断時から終末期までの各段階において行うがん患者の状況に応じた緩和ケアの充実に図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の整備を促進すること。
- (2) 在宅で緩和ケアを受けることができる体制の整備を支援すること。
- (3) 緩和ケアに関する医療機関と関係団体との連携を強化すること。
- (4) 緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に図るために必要な施策

(情報の提供等)

第22条 県は、がんに関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するとともに、県民に対し、がんに関する正確かつ適切な情報を提供するものとする。

2 県は、市町、保健医療関係者及び関係団体ががんに関する正確かつ適切な情報を提供するために必要な施策を実施するものとする。

第3節 がん患者及びその家族に対する支援

(がん患者及びその家族に対する支援)

第23条 県は、がん患者の療養生活の質を維持向上させるとともに、がん患者及びその家族の精神的な不安、社会生活上の不安その他のがんに伴う負担を軽減させるため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) がん患者及びその家族を対象とするセカンドオピニオン（担当医師の診断又は治療法が適切であるかを判断するために他の医師の意見を聴くことをいう。）その他のがんに関する相談支援の充実に図ること。
- (2) がん経験者及びその家族等により構成される民間団体が行うピアサポート（がん患者及びその家族に対するがん経験者及びその家族による相談支援の取組をいう。）その他の活動を支援すること。
- (3) がん患者の遺族を対象とするグリーフケア活動（大切な人を亡くし、大きな悲嘆に暮れている人に対するカウンセリングその他の支援活動をいう。）を支援すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族のがんに伴う負担の軽減のために必要な施策

(就労の支援)

第24条 県は、がん患者及びその家族の就労に関し、事業者、その従業員その他県民一般の理解を深めるための啓発活動を行うとともに、相談支援体制の整備その他の就労の支援に必要な施策を実施するものとする。

第3章 着実ながん対策の推進

(がん登録の推進)

第25条 県は、総合的かつ効果的ながん対策の実現に向けて、がん登録(がんの罹患、診療、転帰等に関する情報を記録し、及び保存することをいう。以下同じ。)の推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) がん登録により得られた情報を利用したがん対策を企画立案し、又は実施すること。
- (2) 医療機関のがん登録への参加を促進すること。
- (3) 県民に対し、がん登録の啓発及び広報を強化すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、がん登録の推進を図るために必要な施策

2 県は、がん登録に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録に関する情報が厳格に保護されるために必要な措置を講ずるものとする。

(研究の推進)

第26条 県は、富士山麓先端健康産業集積(ファルマバレー)プロジェクトを中心に、先進的ながん医療の導入に向けた研究等を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 研究機関、医療機関、企業、大学等と連携して研究開発を行うこと。
- (2) がん患者及びその家族の視点に立った医薬品及び医療機器の研究開発を行うこと。

(静岡県がん対策推進計画)

第27条 知事は、静岡県がん対策推進計画を策定し、又は変更するときには、市町、保健医療関係者、関係団体、がん経験者をはじめとする県民及び議会の意見を聴くものとする。

(県民運動の推進)

第28条 県は、がんに関する理解及び関心を深めるため、学習の機会の提供、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、がん対策に係る県民運動の推進に取り組むとともに、県民の主体的な運動を支援するものとする。

3 県は、がん経験者が、がん^に罹患したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることのない社会の実現に向けて、啓発活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第29条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第30条 知事は、静岡県がん対策推進計画の進捗状況について、毎年度、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、少なくとも5年ごとに、この条例の施行状況等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。